

岩手県告示第 183 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 340 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡川井村大字小国第 2 地割字中沢 15 番 7 地先内	新	m 61.5~7.6	m 1,010.0
	旧	22.0~5.8	1,010.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 342 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字須川岳国有林 241 林班ろ小班地先内	新	m 34.0~12.0	m 101.0
	旧	19.5~11.0	101.0
一関市巖美町字須川岳国有林 246 林班ほ 2 小班地先内	新	21.5~12.0	146.5
	旧	15.0~9.0	146.5
一関市巖美町字須川岳国有林 246 林班は 2 小班地先から 241 林班ろ小班地先まで	新	25.0~14.5	65.5
	旧	17.5~13.0	65.5
一関市巖美町字須川岳国有林 240 林班い 2 小班地先から ち小班地先まで	新	42.5~16.5	45.5
	旧	23.0~16.0	45.5
一関市巖美町字須川岳国有林 240 林班は 1 小班地先内	新	25.5~14.5	174.0
	旧	15.0~9.0	174.0
一関市巖美町字須川岳国有林 239 林班ほ 2 小班地先から に 1 小班地先まで	新	25.0~13.0	125.5

	旧	18.5~10.5	125.5
一関市巖美町字須川岳国有林 239 林班と 1 小班地先内	新	93.5~15.5	344.5
	旧	82.5~11.5	344.5
一関市巖美町字須川岳国有林 236 林班と 1 小班地先から へ 3 小班地先まで	新	21.5~12.5	138.5
	旧	21.5~8.0	138.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 3 月 14 日から同年 4 月 14 日まで